

# 宝塚市における地域生活支援拠点等の概要について

2021. 4. 1作成

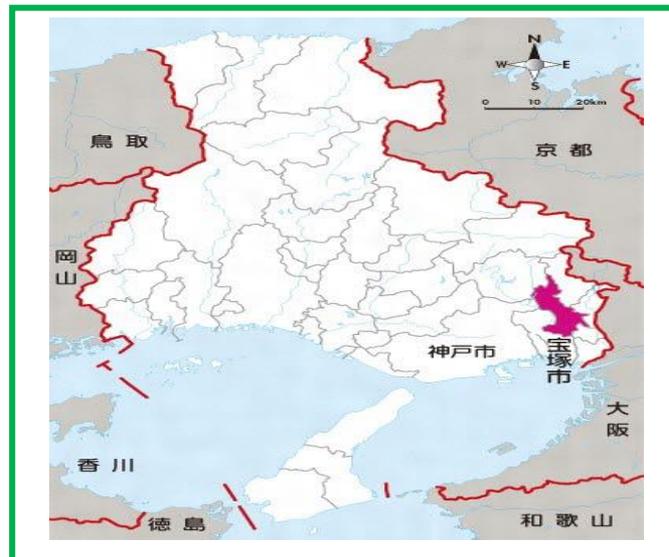
# 1 宝塚市の概要

●人口 233,604人（令和2年（2020年）3月末現在）

●障<sup>がい</sup>碍者の状況（令和2年（2020年）3月末現在）

- 身体障害者手帳所持者 9,069人
- 療育手帳所持者 2,128人
- 精神障害者保健福祉手帳所持者 1,965人

●宝塚市の位置



## 2 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

### 整備のプロセス

- 第5期宝塚市障害福祉計画の中で地域生活支援拠点等の整備に係る成果目標を設定。
- 平成30年度より本格的に拠点整備に向けての検討を開始。  
自立支援協議会事務局会議（障害（がい）福祉課と市が委託する相談支援事業所の所長級が参加）の中で意見交換を行い、面的整備の方針を固める。令和2年度末までに整備を進め、令和3年度当初からの運用開始を目指す。
- 令和元年度上半期の自立支援協議会全体会において拠点に関する講演会を実施し、各機関への意識付けを行った。

### 整備類型

#### 面的整備型

（基幹相談支援センターと、市内7地区それぞれを担当する委託相談支援事業所を核とした面的整備）

### 概要

- 市が委託する相談支援事業所を市内7地区に配置する。それぞれが各地区のコーディネーターの役割を受け持ち、基幹相談支援センターは各地区に対してのスーパーバイズを行う。相談支援を核とした社会資源をつなぎ合わせ対応できる体制を整備する。
- 市内入所・通所・短期入所施設やNPO法人が運営する居住サポート事業に「緊急時の受け入れ」及び「体験の機会・場」の機能を備える。
- 自立支援協議会が個別支援から浮かんだ地域課題を集約、協議し、社会資源の調整及び開発に結び付ける「地域の体制づくり」の機能を果たす。

### 3 各機能の具体的な内容

#### 相談

- 市が委託する相談支援事業所が市内7地区それぞれの核となり、当事者が地域で安心して生活していくために必要な支援を見極め、社会資源との橋渡しを行うコーディネーターの役割を果たす。
- なお、先行して市内7地区に配置されている地域包括支援センターとも連携し、地域における複合課題についても対応し、地域に根づいた相談体制を構築する。基幹相談支援センターは委託相談に対するスーパーバイズ及び困難ケースへの対応フォローを行う。
- 基幹相談・委託相談・特定相談の役割を明確にしつつ連携を図ることで質の高い相談支援体制を整えていく。当面の間、基幹相談支援センターは市直営で運営する。

#### 緊急時の 受け入れ

- 市内入所施設や短期入所施設、NPO法人等の受け入れ先の確保を進めていく。
- 委託相談支援事業所は緊急の対応を必要とする障害者の把握に努め、本人や家族の意向も踏まえたうえで支援の方法を検討し、安心につなげていく。
- 緊急時において対応ができるよう関係機関との連絡体制を整備する。

#### 体験の機会、 場

- 市内グループホームや障害者支援施設の宿泊訓練事業、NPO法人が行う居住サポート事業が役割を担う。
- 宝塚市立安倉南身体障碍（がい）者支援センターの宿泊訓練室の活用を強化する。

## 専門的人材の 確保・養成

- 自立支援協議会内の特定相談支援事業所連絡会（障害（がい）福祉課、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所及び圏域コーディネーターが参加）での情報共有及び連携強化を行う。
- 基幹相談支援センターは委託相談支援事業所や特定相談支援事業所に具体的な事例について情報発信し、研修会の開催を通して相談員のスキルアップを図る。
- 医療的ケアが必要な方や行動障害（がい）を有する方などの専門的対応ができる人材を養成するために研修の機会を設ける。

## 地域の体制 づくり

- 自立支援協議会（各専門部会・定例会・全体会）で関係機関の連携強化と地域課題の共有を行うとともに、保健所や民生委員・児童委員、自治会、まちづくり協議会等、住民組織及び関係機関を含めた地域のネットワーク化の推進を図る。
- また、自立支援協議会事務局会議（障害（がい）福祉課及び委託相談支援事業所が参加。）で地区を横断した情報共有や課題分析を行い、拠点のエンジン部分としての役割を果たす。

## その他

- 地域生活支援拠点等が有する5つの機能の点検・評価については、自立支援協議会や社会福祉審議会等にて把握・検証を行い、機能の充実や見直しを行う。障害（がい）福祉基金を活用した施設整備においても地域生活支援拠点等の機能が備わるよう検討していく。

## 4 委託相談支援事業所が分担する7つの地区

### 第1地区

ななくさ育成園

伊子志4丁目2～7、大吹町、小林、鹿塩、亀井町、光明町、御所の前町、駒の町、新明和町、未成町、大成町、高司、高松町、谷口町、塔の町、東洋町、中野町、仁川旭ガ丘、仁川うぐいす台、仁川北、仁川台、仁川高台、仁川高丸、仁川団地、仁川月見ガ丘、仁川宮西町、仁川清風台、福井町、美幸町、大字鹿塩

### 第2地区

コミセン希望

青葉台、伊子志（4丁目2～7を除く）、梅野町、逆瀬川、逆瀬台、寿楽荘、末広町、千種、長寿ガ丘、月見山、中州、野上、光ガ丘、宝松苑、宝梅、南口、武庫山、紅葉ガ丘、社町、ゆずり葉台、湯本町、大字伊子志、大字小林、大字蔵人

### 第3地区

ベルフラワー

旭町1丁目、泉ガ丘、川面、清荒神、御殿山、栄町、桜ガ丘、すみれガ丘、中山荘園、中山寺3丁目4～6、米谷（1丁目13～14、21～40を除く）、宮の町、武庫川町、売布、売布ガ丘、売布きよしガ丘、売布東の町、売布山手町、売布自由ガ丘、切畑字長尾山11～13番地、大字川面、大字米谷

第4地区

スミレン

安倉北、安倉中、安倉西、安倉南、旭町2～3丁目、  
泉町、今里町、金井町、向月町、寿町、小浜、鶴の荘、  
星の荘、米谷1丁目（13～14、21～40）、  
三笠町、美座、弥生町

第5地区

だんぼ

口谷西、口谷東、長尾町、中筋、中筋山手、  
中山寺（3丁目4～6を除く）、平井、南ひばりガ丘、  
山本中、山本西、山本野里、山本東、山本丸橋、山本南、  
切畑字長尾山4番地

第6地区

聖隷はぐくみ  
花屋敷

長尾台、中山桜台、中山五月台、中山台、花屋敷莊園、  
花屋敷つつじガ丘、花屋敷松ガ丘、花屋敷緑ガ丘、  
雲雀丘、雲雀丘山手、平井山荘、ふじガ丘、山手台西、  
山手台東、山本台、中筋字長尾山9番地、  
切畑字長尾山（1～3、5～8、10、17番地）

第7地区

コミセン希望  
西谷

上佐曾利、下佐曾利、香合新田、長谷、芝辻新田、  
大原野、波豆、境野、玉瀬、切畑、  
切畑字長尾山（1～8、10～13、17番地を除く）



## 5 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

### ・ 24時間対応可能な相談体制の構築

日頃から各地区において相談業務に従事する委託相談支援事業所が夜間・休日であっても相談に応じ、緊急性が認められる場合には入所施設や医療機関等に繋ぐというような体制が理想であるが、夜間に待機・対応する相談員の負荷等も鑑み、現実的に相談支援事業所が24時間対応を担える体制をどのように構築していくかが課題となる。

### ・ 基幹・委託・特定の相談支援三層構造における役割の明確化

基幹相談は相談支援の中核として委託相談へのSV機能と困難ケースの対応フォロー等を行い、委託相談は各担当地区における基本相談への対応と各種地域活動への参加及び特定相談のフォロー、特定相談はサービス等利用計画に基づく相談・事務業務（市内全域対応）を担うという役割を設定するが、実践の中で更に具体化を図るべき事項である。

### ・ 相談支援専門員の人員不足

基幹相談と委託相談は主としてスーパーバイズや基本相談への対応、地域活動への参加を行うことを想定するが、現状のままでは特定相談でのプラン作成を担う人員が不足しており、委託相談としての活動を圧迫してしまう恐れがある。特定相談の受け皿を広げるための工夫が必要である。